

## 審判派遣における割当業務費について

公式戦及びそれに準ずる試合以外で、県サッカー協会の組織以外からの派遣依頼の場合、審判手当とは別に1名につき**税込 330 円**の割当業務費を徴収いたします。

### 【割当業務費】

- ・派遣依頼担当者へ請求書をメールにて送付します。試合開催日より1週間前までに**指定の口座へお振込み**ください。  
(恐れ入りますが、振込手数料は依頼者様のご負担でお願いいたします)
- ・1名につき税込330円を徴収します。
- ・請求書の宛名指定がございましたら、派遣依頼書の下部に記載をお願いします。宛名指定がなければ、依頼者名にてお送りさせていただきます。
- ・派遣依頼を受けた時点で割当調整を開始します。その為、試合がキャンセルや中止となった場合でも返金及び金額修正致しませんので予めご了承ください。

### ～割当業務費の一例～

〇〇大会3試合(各3名)派遣依頼

主審3名、副審6名計9名

**330円×9名=2,970円**

同じ審判員が連続して担当する場合も1名のカウントとします。

ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

よろしく願いいたします。

(一財)静岡県サッカー協会 審判委員会

TEL : 054-266-5280

唐紙・増田